

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、それぞれの事業を継承した三つの株式会社と三事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化されました。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経過があります。

しかしながら、現状においては、郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなど、サービスの低下が指摘されています。

こうしたことは、特に公共交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一本化するなど経営形態の見直しが求められています。

また、以前は三事業の一体的経営で独立採算制のもと黒字経営されてきた郵便局を、税金を投入して維持しなくてはならない事態にもなりかねず、先に民営化された諸外国にもあったように、地方の郵便局が無くなっていくことも考えられます。

よって、国においては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている「郵政改革法案」を速やかに成立させ、国民の期待に応えるよう強く要請いたします。

記

- 1 郵政改革法案を速やかに成立させること。

以上、地方自治法第99条の規程により、下記のとおり意見書を提出する。

平成23年 9月16日

伊 那 市 議 会